

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、豊稔池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成24年9月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	井下 由雄	観音寺市柞田町丙2223番地 1	平成24年 3月16日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	片山 尊雅	観音寺市柞田町丙5 6 2番地 2	平成24年 3月25日